

第4章 商工団体

1 中小企業事業協同組合等の現況

(1) 概 況

中小企業は一般的に大企業に比べると、資金力、技術力、信用力、人材及び情報等において不利な立場に立たされている場合が多い。そこで、中小企業が相寄り、組織化することによって様々な経営資源を補完し、対外交渉力を強化するとともに生産性の高揚及び経済的地位の向上を図るため、法律により各種の組合制度が確立されている。

本県において組織されている組合は、中小企業等協同組合法に基づく事業協同組合、企業組合及び協同組合連合会並びに中小企業団体の組織に関する法律に基づく協業組合及び商工組合並びに商店街振興組合法に基づく商店街振興組合（連合会）の7種類で、その設立組合数は平成28年3月31日現在で、385組合（但し、奈良県所管分のみ）である。

これを種類別にみると、表2-11のとおりとなっており、このうち事業協同組合が332組合で86.0%を占め、商工組合が24組合、協業組合が10組合でこれに続いている。このように事業協同組合が他を圧倒しているのは、実施する共同事業を自由に選択できること、組織運営や事業執行が比較的容易なことや、設立要件が緩やかなためと考えられる。

次に、これを業種別にみると、製造業が144組合、非製造業が242組合と非製造業が製造業の組合数を上回っている。

また、個別業種では、サービス業が54組合（14.0%）と最も多く、建設業の45組合（11.7%）、小売業の39組合（10.1%）と続いている。

相対的には、本県の代表的地場産業である繊維、製材、毛皮革及びスポーツ関連の組合が数多く設立されていることや、商業・スポーツ業分野（卸、小売及び商店街・サービス）の組合数が全体の3分の1を占めていることも特徴的である。

(2) 設立・解散の状況と推移

平成27年度における設立・解散等の状況は、表2-12のとおりである。このうち組合設立は、事業協同組合の5件となっている。

過去10年の組合設立件数の推移をみると、表2-13のとおりとなっている。従来、組合制度が創業や既存企業の経営革新を支援する制度として注目されていたが、近年の中小企業を取り巻く環境変化の中で、必ずしも規模要因が市場競争において有効に働かない事業分野が増大してきており、共同購買や共同生産といったハード面でのスケールメリットを追求するための組織としての組合の意義は相対的に低下し、共同受注・販売、共同研究開発等のソフト面での事業の共同化へと、その目的はシフトしてきている。

また、個々の企業は自らの得意とする分野に特化し、技術や情報等不足している経営資源を他の企業との連携によって補完するケースが増加してきている。

最近の組合設立の傾向としては、これら組合に対する新しいニーズを反映し、異業種の連携による組合の設立が多いことが挙げられる。

表2-11<業種別中小企業組合数>

(平成28年3月31日現在 単位:組合)

	事業協同組合	企業組合	協同組合連合会	協業組合	商工組合	商店街振興組合	合計
食料品製造業	11	1			3		15
繊維工業	12		1		1		14
衣服・その他の繊維製品製造業	6				2		8
木材・木製品製造業	35		2				37
家具・装備品製造業	2						2
パルプ・紙・紙加工品製造業	1				1		2
出版・印刷・同関連産業	2	1			1		4
化学工業	1		1	1	1		4
ゴム製品製造業	20		1	1			22
皮革・同製品製造業	13	1	2	2			18
窯業・土石製品製造業	5		1		1		7
鉄鋼業	1				1		2
非鉄金属製造業							0
金属製品製造業	1				1		2
機械製造業	2						2
その他の製造業	4	1					5
小計	116	4	8	4	12	0	144
農業							0
林業・狩猟業	5						5
鉱業	3						3
建設業	44				1		45
卸売業	22			1	1		24
小売業	30		1		8		39
商店街	18					1	19
金融・保険・不動産	6						6
運輸・倉庫業	11						11
サービス業	43	4		5	2		54
小計	182	4	1	6	12	1	206
その他(異業種組合を含む)	34	1					35
合計	332	9	9	10	24	1	385

表2-12<平成27年度における中小企業組合の設立・解散等の状況>

(単位:組合)

組合の種類	平成27年度中に設立した組合数	平成27年度中に解散した組合数
事業協同組合	5	12
企業組合	0	8
協同組合連合会	0	0
信用協同組合	0	0
協業組合	0	0
商工組合	0	0
商店街振興組合	0	0
合計	5	20

表2-13<最近10か年の組合設立件数の推移>

		(単位:組合)									
		18	19	20	21	22	23	24	25	26	27
事業協同組合	製造業	1	1	0	2	2	1	0	0	0	1
	非製造業	4	6	2	1	4	3	1	0	2	4
	計	5	7	2	3	6	4	1	0	2	5
企業組合	製造業										
	非製造業										
	計										
協同組合連合会	製造業										
	非製造業										
	計										
協業組合	製造業										
	非製造業										
	計										
商工組合	製造業										
	非製造業										
	計										
信用協同組合											
合計	製造業	1	1	0	2	2	1	0	0	0	1
	非製造業	4	6	2	1	4	3	1	0	2	4
	計	5	7	2	3	6	4	1	0	2	5

2 商工会・商工会議所の状況

県内12市15町11村の33商工会、4商工会議所及び1商工会連合会に、経営指導員をはじめ、事務局長、経営支援員、商工会指導員及び商工会支援員等201名の職員を配置し、金融、税務、経営及び労務など商工業に関する相談指導をはじめ、地域小規模事業者を対象とした講習会及び研修会の開催、経営・技術に関する情報及び資料の収集・提供等といった、経営改善普及事業を積極的に推進している。

また、地域商工業の次代を担う若手後継者等の養成や、商工会等並びにその連携体を中心となって農林業や観光業など地域の様々な産業に携わる団体等と協同し、地域経済の活性化に資する多様な事業展開ができる商工会等組織の構築を目指す「商工会等地域魅力づくり支援事業」など、地域経済振興を図る事業を推進している。

表2-14<小規模事業者数及び組織率>

(平成28年3月31日現在)

組織区分	商工業者数	小規模事業者数	会員数	組織率
商工会	22,718	17,929	12,756	56.1%
商工会議所	18,221	13,194	5,873	32.2%
合計	40,939	31,123	18,629	45.5%

※商工業者数及び小規模事業者数は、「平成24年経済センサスー活動調査」の「事業所に関する集計」及び「町丁・大字別集計」を加工して算出。

【広域的な商工会・商工会議所の実施体制】

地域の中小企業者を取りまく経済・社会状況は、情報化の急速な進展、経済のグローバル化の進行など大きく変化するなかで、中小企業者自身のニーズも多様化・高度化しつつあり、地域の総合的経済指導団体として商工会・商工会議所は、創業支援や経営革新など新たな課題に直面している。

国においては、平成26年6月に小規模基本法及び小規模支援法が成立し、全国385万の中小企業の9割を占める小規模事業者に焦点を当て、地域ぐるみで

その事業の持続的発展を図ることとしている。その一方で、全国商工会連合会における検討においては、「会員ニーズの多様化・高度化、商工会の業務・役割の拡大など、個々の商工会だけでは対応が困難な状況が多くなってきていること、また、事務局の効率化・合理化が期待できることなどから、合併をも視野に入れた広域化の促進を図ることが必要である。」との方向性が打ち出されており、商工会・商工会議所が担ってきた経営改善普及事業の実施方法や実施体制が問われている。

こうしたことから、県として、地域事業者のニーズの高度化・多様化に適切に対応しうる商工会・商工会議所の新たな経営支援体制の構築をめざし、「商工会・商工会議所の広域的实施体制に係るマスタープラン」を平成14年6月に作成した。同プランに基づき、平成19年度までに県内8ブロックでの広域体制の導入を完了した。さらに、平成19年度に県商工会連合会への人事権の一元化等の環境整備を図り、平成20年度当初から広域指導体制を本格実施している。

商工会の合併に関しては、平成28年4月1日に月ヶ瀬商工会と都祁商工会が合併し、奈良東商工会として新設されたところである。

表2-15<商工会広域化への取組み結果>

年度	広域協議会名	構成商工会名	設立年月日
H16	宇陀地区商工会広域協議会 (H20.4 宇陀商工会として合併)	大宇陀町、菟田野町、榛原町、室生村、曾爾村、御杖村	H16.6.21
	生駒郡地区商工会広域協議会	平群町、三郷町、斑鳩町、安堵町	H16.6.22
H17	中吉野地区商工会広域協議会	大淀町、下市町、黒滝村、天川村	H17.6.14
	吉野地区商工会広域協議会	吉野町、下北山村、上北山村、川上村、東吉野村	H17.7.4
H18	北和地区商工会広域協議会	大和郡山市、天理市、月ヶ瀬、都祁、山添村	H18.6.15
	五條・十津川村地区商工会広域協議会	五條市、十津川村	H18.6.20
	中和地区商工会広域協議会	桜井市、川西町、三宅町、田原本町	H18.6.21
H19	葛城地区商工会広域協議会	御所市、香芝市、葛城市、高取町、明日香村、上牧町、王寺町、広陵町、河合町	H19.7.3

3 中小企業連携の動き

近年の情報技術の急速な進展や経済のグローバル化、さらには少子・高齢化社会の到来や環境・エネルギー面での制約要因の増大により、企業を取り巻く経営環境は急激に変化している。

とりわけ、大企業に比べてどうしても人材、情報や資金面等で制約が多くなりがちな中小企業にとっては、成長の阻害要因となることも少なくないが、また一面では、機動性や創造性に優れているといった強みを活かし、事業分野の拡大をもたらすチャンスでもある。事実、こうした状況下にあっても、高い成長率を実現している活力ある中小企業が存在するなど、中小企業の多様性が明らかとなってきた。

このような中小企業の多様性に着目し、中小企業組合制度についても、中小企業団体の組織に関する法律の改正等により、事業の発展段階に応じて柔軟な活動が可能となるよう事業協同組合等から株式会社等への組織変更の制度が創設されたり、簡易な

創業形態として注目を集めている企業組合の組合員資格の条件緩和など、従来のスケールメリット追求の手段から、より幅の広い経営資源の相互補完や、創業・経営革新の手段としての役割が期待されている。

また、組合という組織形態のみでなく、異業種・異分野の企業が有機的に連携し、それぞれが有する強みを発揮しながら、経営資源を有効に組み合わせて、新しい商品の開発や新事業分野の開拓などの新しい事業活動を展開するような取り組みも、中小企業等経営強化法(平成28年7月1日施行)において位置づけられるなど、企業間の連携による事業活動の推進の重要性が増している。

また、県内産業界の横断的な組織として、(一社)奈良経済産業協会が設立されており、地域経済の進展に寄与することを目的に、大企業を含めて互いに連携し、人材育成・確保、産学官懇談会、景気動向調査、企業訪問等幅広い活動を活発に展開している。

今後、このような企業間の多様な連携の取り組みが一層活発化することにより、新たな産業の創出や地域経済の活性化が期待されている。

トピックス

小規模事業者をとりまく環境と小規模企業振興基本法

本県では、中小企業 33,296 者 (99.9 %) のうち、小規模事業者が 28,749 者 (86.3 %) と大多数を占めており、地域の特色を生かした事業活動により、就業の機会を提供し、地域の需要に応え、雇用を担うなど、地域経済の安定と地元住民の生活の向上・交流の促進に寄与する重要な存在である。

(データ出典：2016中小企業白書)

一方、人口減少、高齢化、国内外の競争の激化、地域経済の低迷等の構造変化に直面しており、これらの構造変化は、地域の経済・雇用を支える小規模事業者に大きな影響をもたらしている。小規模事業者は、そもそも人材や資金といった経営資源に大きな制約があることに加え、その商圏及び取り扱う商品・サービスが限定されており、価格競争やリスク対応力が弱いため、構造変化の影響を受けやすい。加えて、小規模事業者が抱える問題として、経営者の高齢化が進んでおり、後継者不足等が経営の低迷や廃業に直結している。

全国的にみても同様の状況にある小規模事業者が地域に果たす重要な役割に着目し、平成26年6月には、小規模企業振興基本法が制定された。この法律では、これまで中小企業基本法で規定されていた「成長発展」のみならず、「事業の持続的発展」を基本原則として位置付け、地域で雇用を維持して頑張る小規模事業者を正面から支援することとしている。

本県では、平成20年3月、小規模事業者も含めた中小企業の健全な発展を促すことを目的に「奈良県中小企業振興基本条例」を制定しており、本条例に掲げる基本方針に沿って、国内外への販路開拓、高付加価値化、起業・創業、後継者育成などの支援施策を展開している。